鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第21号

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部を改正する条例

鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例(平成17年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

(定義)

意義は、当該各号に定めるところによる。

 $(1)\sim(3)$  略

- (4) 環境配慮住宅 環境への配慮に係る性能に関 する評価が特に高いものとして知事が要綱で定め る木造住宅をいう。
- (5) 長期優良住宅 長期にわたり良好な状態で使 用するための措置が講じられたものとして知事が 要綱で定める木造住宅をいう。
- (6) 履歴情報保管住宅 建築、維持管理等に関す る情報が記録され、適切に活用されるものとして 知事が要綱で定める木造住宅をいう。
- (7) 県産材活用改修等 県産材を0.3立方メート ル以上使用して既存の住宅の増築、改築、修繕又 は模様替(知事が要綱で定めるものに限る。)を 行うことをいう。

(補助金の額)

## 第4条 略

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる住宅 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる住宅 に該当する県産材活用住宅の建設等に対する補助金 の額は、同項に規定する合計額に、当該各号に定め る額(当該各号のうち2以上の号に掲げる住宅に該 当する県産材活用住宅にあっては、その合計額)を 加算した額以下とする。
  - (1) 伝統技術活用住宅 15万円
  - (2) 環境配慮住宅 5万円

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)~(3) 略

(4) 環境配慮住宅 長期にわたり良好な状態で使 用するための措置が講じられ、環境への配慮に係 る性能に関する評価が特に高いものとして知事が 要綱で定める木造住宅をいう。

(5) 県産材活用改修等 県産材を1立方メートル 以上使用して既存の住宅の増築、改築、修繕又は 模様替(知事が要綱で定めるものに限る。)を行 うことをいう。

(補助金の額)

## 第4条 略

- に係る県産材活用住宅の建設等に対する補助金の額 は、同項に規定する合計額に、それぞれ当該各号に 定める額を加算した額以下とする。
- (1) 伝統技術活用住宅及び環境配慮住宅のいずれ にも該当する住宅 32万円
- (2) 伝統技術活用住宅(前号に掲げる住宅を除 く。) 15万円
- (3) 環境配慮住宅 (第1号に掲げる住宅を除

(3) 長期優良住宅 10万円

(4) 履歴情報保管住宅 2万円

附則

(施行期日)

1 略

(平成22年度における補助金の額の特例)

2 略

(この条例の失効)

失う。

4 略

く。) 17万円

附則

(施行期日)

1 略

(平成22年度における補助金の額の特例)

2 略

(この条例の失効)

3 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を 3 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を 失う。

4 略

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の交付決定に 係る補助金について適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。